

お客さま 各位

函館商工信用組合

「当座勘定規定」の一部改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

このたび当組合では、2026 年 10 月 1 日(木)より、払戻請求書による当座勘定払戻の取り扱いに伴い、「当座勘定規定」を下記のとおり改定させていただきます。

なお改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定対象 : 当座勘定規定
2. 改定日 : 2026 年 10 月 1 日 (木)
3. 改定内容 : 下記の表の下線部の条項を追加・変更いたします。

改定前	改定後
第 7 条 (手形、小切手の支払い) ①～②省略 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用して下さい。	第 7 条 (手形、小切手等の支払) ①～②省略 ③ 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 <u>ア 届け出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名・押印して提出する方法。</u> <u>イ 小切手を使用する方法。</u>
第 8 条 (手形、小切手用紙) ①～③省略 ④ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	第 8 条 (手形、小切手用紙) ①～③省略 ④ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u> ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> ⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>
第 12 条 (手数料等の引落し) ① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には小切手によらず当座勘定からその金額を引落しすることができるものとします。 ② 省略	第 12 条 (手数料等の引落し) ① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には小切手または 払戻請求書 によらず当座勘定からその金額を引落しすることができるものとします。 ② 省略
第 17 条 (印鑑照合等) ① 手形、小切手または諸届けの書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえで、その手形、小切手、諸届け書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ②～③省略	第 17 条 (印鑑照合等) ① 手形、小切手、 払戻請求書 または諸届けの書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえで、その手形、小切手、 払戻請求書 、諸届け書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ②～③省略

以 上